

事務名	温泉の成分等の掲示に係る届出
根拠法令	温泉法第 18 条第 4 項

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。